

日弁2002：未来への挑戦、一步前進、自分の足で……

“自分の道は自分の足で切り拓くよりほか、一步も前進できない”

日本弁理士クラブ平成14年度幹事長

谷 義 一



4月より幹事長職に就きましてから、早いもので半年が経過しました。我々を取り巻く環境が激変しつつあることを肌で感じながら、日々、活動しております。

平成13年1月からの弁理士法施行に引き続き、平成14年4月17日に「弁理士法の一部を改正する法律」が公布され、弁理士が訴訟に代理人として関与できるようになりました。弁理士の今後の活躍に更なる期待を寄せる世間のニーズに応えるべく、実績を踏まえ、訴訟への関与を強固にしていかなばなりません。

他方、知財サイクルにおける弁理士の役割は、訴訟に限られるものではありません。権利取得という本来の業務を疎かにすることなく、価値評価、ライセンス等々の権利行使にも十分貢献していきたいものです。更には、弁理士制度に対峙するロースクール構想についての方策や、国家知財戦略について、我々弁理士はどう考えていくべきか、真摯な議論を重ねる必要があります。政策委員会はこれらの議論、方策の検討に多忙を極めております。

これらは我々自身の問題ゆえ、傍観者であってはなりません。我々の道は我々自身の足で切り拓くよりほか、一步も前進できないのであります。そこで、平成14年度日本弁理士クラブ幹事会は、「日弁2002：未来への挑戦、一步前進、自分の足で」をスローガンとしました。「日弁2002」は、単に本年度が西暦2002年を意味するだけではなく、日弁5会派の会員数、約2,000人にプラスの気持ちを込め、総員2,002名の叡智を結集し、将来の弁理士像を挑戦的に考えていこう、という意味合いを持っております。

本年度の日弁運営方針としては、まず第一に、日弁規約第2条に従って「日弁各会派の協調のもとに

日本弁理士会の円滑なる活動に寄与する」ことを目指します。特に、本年度は日弁の笹島富二雄会員が日本弁理士会会長であります。正副会長会を十分に支援し、積極的に意見具申を行っております。

役員選挙につきましては、昨年より開始された新制度に馴染みを深め「日弁2002」の総力を十分に発揮できる環境作りを目指しております。協議委員会の先生方とも審議を重ねております。秋の選挙に向け、日弁としての当然あるべき姿を求めていく考えです。

さらに、弁理士総数が5,000人を超える状況下、ホームページ委員会と会報委員会では、日弁会員のみならず、無会派層や外部に対し、どのように情報発信を行ったら良いか検討を開始しております。会員諸先生からのご意見、アイデアを期待しております。

日弁規約集につきましては、弁理士法および会則の改正に伴い、昨年度、見直しがなされており、役員推薦基準や慶弔規程なども改正されております。詳しくは日弁ホームページで是非ご確認ください。

本年度もまた、気鋭の副幹事長、西島孝喜、西村公芳、藤沢則昭、吉岡宏嗣、渡邊敬介、および幹事、上原空也、榎本英俊、大熊考一、恩田誠、北村周彦、中山健一、西出眞吾、萩原康司、土生真之、三上結、涌井謙一、(五十音順)の諸先生方と議論を重ね、一つ一つの懸案事項を着実に解決し、また、正副会長会からの急な要望にも日弁として可能な限りバックアップする体制を整え、日弁幹事会としての活動を遺漏なく進める努力を致してしております。

日弁相談役、役員をはじめ、日弁会員の諸先生方のご指導、ご支援を今後とも宜しくお願い申し上げます。

ご挨拶

- 弁理士増員傾向の中で -



日本弁理士会会長 笹島 富士雄

平成14年度の秋を真近にして

日本弁理士クラブの先生方、お元気でご活躍のことと拝察致します。日頃、谷義一幹事長を始めとして、会務にご協力賜りましてありがとうございます。平成14年度も今日で9月、木々はまだ熱射を受けて佇んでいます、深緑は絢爛の秋色を潜めております。知財基本法が検討されている知財制度の大変革もそんな色彩を持っているようです。

弁理士が変わる

弁理士が変わろうとしています。業務範囲は、従前通り工業所有権の権利創生を中心としつつも、侵害訴訟、契約、不正競争防止、著作物の分野に迄拡張され、活躍の場は、特許庁、裁判所、大学・研究所、企業、ベンチャー等、国際を含めて広範囲に広がっています。知的創造サイクルの略全域にわたる活躍により、産業を発展させることが弁理士に期待されています。

特に会員諸氏は、特定侵害訴訟代理のための能力担保研修に向け、着々と準備を進めておられます。日本弁理士会が準備した大学との連携による法律基礎研修も、現役学生に、「目的を持った勉強とはこういう風にするものだ」と教えるような熱心さで受講されています。大学側もそのような姿勢に大いなる敬意を払っていると伺っております。

研修所によれば、特定侵害訴訟の代理可能な弁理士が3,000人以上出ると伺っています。これが実現されますと、好もうと好むまいと、特定侵害訴訟代理を可能とするのが弁理士のスタンダードとなります。

文部科学省の中教審が報告する専門職大学院も、現に続々と名乗りを挙げ始めています。知財、経済、経営、国際関係等の学問を身に着けた学生が、どし

どし世に輩出されます。知財専門の学部、博士課程専門の知財専門職大学院の設置を目指す大学も出てきました。修士卒業者若しくは弁理士等の専門家が、更に実力を養成して、我が国の知財の研究・実務を牽引するでしょう。同じ弁理士でも、これからは多様な人材が養成される時代となります。

研修所も、前述の法律基礎研修、業務拡大のための義務研修、能力伸張のための著作権等のポスト義務研修、先端技術研修、国際研修その他の多岐にわたる会員研修を行っています。そして企業、法律・特許事務所には、米国ロースクール(LLM)にスタッフを送り込んで、米国弁理士資格の取得を推奨する傾向も見えてきました。

一方、外弁に関しても、日本弁護士の雇用開放が避けられなくなって来つつあります。

本年度の弁理士試験合格者をかなりな数に予想する人もおります。

何色の弁理士になりますか

このように弁理士そのものの資格が知財分野で拡張を続けている中で、弁理士個人には、専門業務の選択と集中的な自己投資が求められているのではないのでしょうか。弁理士増員傾向の中で思いを巡らせます。

後半も宜しく願います

弁理士の未来を示す多くの情報は日本弁理士会電子フォーラムに載せてあり、また毎週火曜午前の「火曜フォーラム」では、前線の弁理士他がホットな情報を直接提供しております。

日本弁理士クラブの皆様、年度後半も弁理士大変革期を一緒に考え、その時を生きた弁理士として、共に行動して参りましょう。宜しく願います。

総括副会長報告



弁理士会総括副会長 下坂 スミ子

日本弁理士会の総括副会長職に就任以来、矢のように、はや7ヶ月が過ぎ去りました。その間、日本弁理士クラブの皆様には、力強い御支援を頂戴し続けておりますこと、誠に有難く、厚く御礼申し上げます。

ここ何年もの正副会長の皆様がそうであったように、本年度もまた4月1日の着任から今日に至るまで、東奔西走の目まぐるしい日々を過ごしております。

恒例の裁判所、官庁、関係諸団体等への就任挨拶回りに始まりました本年度の業務は、侵害事件の共同訴訟代理権付与に関する弁理士法の一部改正（第2次改正）の国会通過を経て、常議員会、総会、委員会等の立上、7月1日の発明の日の記念行事へと続き、笹島会長を先頭に、副会長、事務局全員のフル回転のもとに、順次滞りなく実行され、今日に至っております。

特筆すべきは、多くの会内外の方々の御尽力・御支援のもとに、本年4月に第2次改正法案が国会を通過・成立したことです。その成立直後は、やれやれこれで一息つけるかと思いましたが、何の何のそれはほんの序の口で、司法制度改革推進本部関係や知的財産戦略会議関係の諸事項・諸事案が後から後から続々と目白押しで、特に、私どもに関係の深い知的財産戦略会議について述べれば、8月2日に「知的財産大綱」が発表され、当該大綱に沿った「知的財産基本法」が現在開催中の臨時国会に上程されており、その基本法にのっとり、「知的財産戦略本部」が来年1月には設置され、来年4月にはいよいよ「知的財産の創造、保護、及び活用に関する推進計画」

が実行される予定と聞いております。

それ故、11月から来年3月までの後期には、短期検討・短期提言・短期回答の迫られる事態が益々増加すると予想されますので、これからも、笹島会長には、心身ともに多忙の日々が待ち受けているものと考えられ、副会長一同は会長を助けて邁進する所存です。

この中であって、私の就任する総括副会長職は、全ての最終決断を一身に背負う会長職や、多くの委員会を担当する他の7人の副会長職に比べますと、大層恵まれた地位にあります。

「総括副会長」というのは、会則上の語ですが、「総括」の語そのものは、「別々のものをまとめ合わせること。」「全体を総合してしめくくること。」「全過程を検討・評価すること。」と広辞苑にあります。は会長の職務そのもので、の全過程を検討・評価することが総括副会長職かと思えます。

ところで、弁理士会の総括副会長の職は、本来、おそらくは、会長と7人の副会長の職務を邪魔することなく、多くのことを黙って見、聞き、それらを学ぶことに心がける立場にあるのだらうと考えます。しかし、そうは思いながらも、それでは折角の時間や機会を無為に過ごす気がしてもったいないとばかり、私自身は閣内で大いに発言をさせて頂いております。幸い、今までのところ、笹島内閣から何とか追い出されずに済んではおりますが、時々反省をして、謙虚になるよう心がけてはいるのですが。

知的財産の制度改革は未だその緒についたばかりです。本年度の副会長一同は、笹島会長の「魅力ある弁理士制度を求めて。」のモットーのもと、後期

ご挨拶

5ヶ月を精一杯勤めて参る所存です。

会員も既に4,900人に登る数となり、本年度合格者の登録により平成15年早々には、5,000人を遥かに超えると予想されます。こんな中、短期検討・短期提言・短期回答を迫られる多くの重要改革事案に関して、より効率的な会員の声吸収策も必要となるでしょう。

知財分野の改革がますます大変な速度で進行する本年度後期は、一層の日弁の御力添えを必要とすることは必至であり、それ故、皆様の絶えることのない御支援・御鞭撻を引き続きよろしく御願い申し上げます。

以上

中間報告



日弁副会長 村田 実

日本弁理士会の副会長に就任して5ヶ月程度が過ぎましたが、私が担当している分野の状況等について概略を報告させていただきます。

1. 倫理委員会

本年度から始まった倫理の義務研修の講師を当委員会から派遣するようになっており、このような講師役の実行と共に、研修所の協力を得つつ講師養成のための研修を重ねております。

また、次年度以降も義務研修が継続して行われ、しかも弁理士登録後5年毎の義務研修も近い将来開始されることから、講師の陣容をより充実させるために、講師養成のための研修を受けてもらう講師予定者を追加する予定です。

さらに、最近では、会員からの倫理に関する質問に対する回答を行う機関としても機能するようになりました。

2. 綱紀委員会

例年になく大きな作業として、過去に扱った綱紀および審査に関する事例を整理して、来年3月末までには会員に公表する予定です。綱紀、審査の事例を会員に知らせることにより、会員が倫理の問題を起こさないようにする上で少しでも役立てばと思っております。

3. 審査委員会

JPAАジャーナルに告示されたように既に1件の処分が実行され、近々もう1件の処分が出される予定であり、さらに1件が新たに審査の対象にあがりました。このように処分の数が増えてくると、弁理士の数が大幅に増大したときはどうなるのだろうかという頭が痛くなります。なお、当委員会の処分が厳正

かつ公平に行われるよう、処分の基準作りについて考慮中です。

4. 選挙管理委員

選挙管理委員会から送付した内封筒を用いない投票は無効であるということを確認しました（令規改正の予定）。また、郵便投票の用語を厳格に解釈して、宅配便や直接持参は認めない扱いとなります。このような投票についての注意は、9月に説明会を開いて会員に対して周知しました。

5. 総合政策委員会

弁理士の手数料がどの程度であるかについてのアンケートを特許事務所宛に行うべく、現在準備中です。アンケート結果は弁理士会ホームページ等で公表する予定です。知的財産の専門家のいない中小企業や個人からは、弁理士手数料がよくわからないという指摘を受けることが多く、このため手数料が高すぎるといふ弁理士への苦情に直結しています。本年度はとりあえず、国内依頼人（中小企業や個人に限定）からの国内出願（特許、実用新案、意匠、商標）に限定して、アンケートをとる予定です。公表されたアンケート結果が、弁理士手数料についての透明化や中小企業等への理解の一助になればと思っております。

6. 国際政策委員会

従来からある国際活動委員会および海外協力委員会の2つの委員会に加えて、本年度から新規に設立された3番目の国際関係の委員会となります。当委員会は、国際関係全般についての正副会長会の諮問機関的な位置づけと考えております。将来的に、国際活動委員会および海外協力委員会とも合体した国

ご挨拶

際センター的な機関を構想したとき、当委員会がそのヘッドとなる機能を果たすようにと考えており、本年度はその試金石の年度と言えます。当委員会の担当として、国際関係に強い神原貞昭先生を執行補佐役としてお願いしております。なお、現在までの活動は、外弁（外国法事務弁護士）の問題に集中せざるを得ない状況です。

7．弁理士への苦情相談窓口

当窓口の担当には、執行補佐役として、過去に会員関係を担当した副会長経験者である永井義久先生、竹下和夫先生、井上義雄先生の3名をお願いしました。弁理士への苦情は増加する傾向にありますが、うまく処理して頂いて非常に助かっております。

8．弁政連

私が弁政連の副会長経験者であるということで、弁政連を担当しています。正副会長会と弁政連との

意見の食い違いということも多々ありますが、この両者の接着剤の役割を果たせればと考えて行動しております。弁理士法の2次改正が終わった本年度は、1次改正で得た新規業務の定着に向けた行動、2次改正で得た特定侵害訴訟代理権のための能力担保研修をしっかりと行う時期であり、とりあえずは3次改正に向けての実績作りの時期と考えます。

その一方、知的財産戦略大綱としてまとめられた国の知的財産戦略の急速な具体化が進められており、日本弁理士会では知的財産制度改革推進会議を立ち上げて対応するようにしました。知的財産戦略は多岐に渡り、政治的な側面を抜きにはできません。今後も弁政連との連携が重要であるということは間違いのないことです。

以上

ご挨拶に代えて

- 日弁関係担当委員会報告 -



日本弁理士会副会長 矢崎和彦

日本弁理士クラブの皆様には、常日頃からお世話になりありがとうございます。特に以下の方々にはお世話になっております。

昨年11月からは、波多野久委員長（春秋）の下、次年度会務検討委員会を週1回3月まで行い、2月には1泊2日にて焼津で有意義な合宿を行いました。

笹島富二雄会長（春秋）の下、下坂スミ子総括副会長（無名）他の副会長と共に、4月から船出をし、早くも半年（？）が過ぎました。伊藤高英副会長（春秋）及び柴原史生副会長（南甲）は、私と同期合格（54会）で、何かと心強く、頼りになります。

私は、財務担当として、2月頃から予算案を作成し、幸田全弘議長（南甲）による総会では、皆様のご協力により無事平成14年度予算が承認されました。ありがとうございました。さらに、研修関係等で補正予算が必要となると思われるが、その際にもよろしく願い致します。また、財務関係の問題としては、外国代理人手数料の立替金に対して国税局が源泉徴収を行うとの問題が起きました。関係各位のご協力により、本誌が発行される頃には、国税庁から適正な結果が出ていると思います。さらに、新会館問題も起こっており、どのように対処されるか注目されるところです。以下、担当委員会等関係です。

監事会では、稲木次之監事長（稲門）の下、毎月1回、前月の会計・会務を監査されます。外部監事3名からは外から見た点についてご質問を頂き、会務に大変参考となるものです。

中央知的財産研究所は、木戸一彦所長（春秋）の下、現在は、研究課題を東京で「不正競争防止法関

係問題」及び「クレーム解釈論」、大阪で「特許を受ける権利」を検討しております。さらに、大きな論点からの課題について検討を開始する予定です。

木内光春財務委員長（稲門）の下、諮問事項「会員の国外派遣支出規程の保険料見直しについて」については、日数により段階的に高額とする答申書を頂きました。その他、「ペイオフ」問題等を検討しております。

福田賢三福利厚生共済委員長（P A）の下、毎月、給付金の決済を行い、その他、例年通り、健康診断、献血会を行いますので、よろしくご協力の程、お願い申し上げます。さらに、昨年度の共済事業アンケートに基づいて詳細な検討を行っております。

藤倉大作商標委員長（南甲）の下、例年通り、商標に関する諸問題を検討しております。指定商品・役務の補正と手数料に関する要望書を特許庁へ提出しました。本書が発行される頃には、何らかの回答が来ていると思います。SCT国際会議へ香原修也副委員長（無名）及び外川奈美副委員長（春秋）が出席しました。また、諮問事項として「権利取得あるいは権利侵害に関して弁理士の専門知識及びノウハウが活かされた具体的事例の収集」判定制度について」を途中からあげ、これらは意匠委員会にも同様に追加しました。

中村知公意匠委員長（P A）の下、例年通り、意匠に関する諸問題を検討しております。昨年度答申書「インフォメーションデザイン」をホームページに掲載することとしました。意匠課とも既に2回ほど懇談会を持ち積極的に検討課題解決に取り組んでおります。

弁理士は小学校に戻ろう



日本弁理士会副会長 伊藤 高英

はじめに

本年度の日本弁理士会の会務もほぼ道半ばとなりましたので、ここに会務のご報告をいたします。

小学校に戻ろう

日本弁理士会の広報センターにおきましては、弁理士各自にも利用していただける新しい広報資料を鋭意企画作成中であります。具体的には、小学校高学年（中学低学年を含む）を主たる対象として知的財産に関するポスターを企画作成しております。このポスターは1年3学期の各学期毎に発行することを目指しております。このポスターの第1号は本年11月末に発行予定であります。発行の暁には、全国の小学校、中学校および教育委員会に発送しますとともに、日本弁理士会の全会員に対しても発送いたします。そこで各会員におかれましては、それぞれが広報委員に自発的に就任していただきまして、各自の環境に合わせまして、ご自身の卒業された母校の小学校や子孫の通学される小学校に戻られて、知財ワールドの存在をご紹介いただきたいと存じます。

この小学校に戻ろうの企画には、次のような企画理由があります。

- 1 本企画は、知財大綱にうたわれている、若い世代への知財マインドの啓発を実現する1手段であります。更に、今回の法改正の国会審議の中にも若い世代への知財マインドの啓発教育の必要性があるとのことがありましたので、これにも応える手段となります。
- 2 日本弁理士会の社会貢献の1施策であり、日本の津々浦々の全小中学校および教育委員会に行き渡るポスター配布となり、外部の方々にも具体的に目で見えて把握していただける効果を持ってい

ます。

- 3 日本弁理士会からの情報が各学期ごとに配布されることにより、若い世代の心の中に無形の日本弁理士会をイメージしていただける可能性を秘めています。
- 4 文部科学省および特許庁に対しても働きかけて、ご支援をいただき、国の知財教育施策の1つとすることが可能であります。

会務の早期実行

新弁理士法においては、例規設置および常議員会設置の委員会を除き、全委員会を正副会長会において設置できるので（会則101条1項）、委員会委員の4月1日選任と公募を行いました。各副会長は自らの実現したいテーマを、担当する委員会に諮問したり審議依頼等することにより実現に向けて努力しております。また、予算の常議員会先議規定がないので（会則78条1項）、総会の早期開催を図り、総会マターとなっている各種会務の早期開始を図りました。これにより新弁理士法下による会務の早期かつ円滑な開始が実現できました。

火曜フォーラム

日本弁理士会には、多種多様で、重要で、緊急性もあるような情報が、特許庁をはじめとする官庁、政府機関の委員や外交会議への参加者等からなる会員たる弁理士、国内外の他団体等からなる各種の経路を通して寄せられて来ます。これらの情報を日本弁理士会の本部にとどめることなく、会員同士で共有すべき情報を face to face でタイムリーに情報交換するために、火曜フォーラムを開催することにいたしました。毎週火曜日午前11時から12時まで、弁

理士会館の3階会議室において火曜フォーラムを開催いたしますので、テーマを日本弁理士会電子フォーラムにおいてご確認のうえ、ご参加願います。

研修活動について

本年度の研修所を担当することになりましたので、報告とお願いを申し上げます。

1 能力担保研修

能力担保研修は特定侵害訴訟代理を行うためには必修であり、弁理士全員が受講すべきであると考えます。本能力担保研修の企画および準備が特許庁、弁護士および発明協会の多大なるご尽力により着々と進められています。ご尽力をいただいている皆様方に対して、本紙面をお借りして、日本弁理士クラブの皆様とともに謝意を表明したいと存じます。能力担保研修は、平成15年5月中旬頃より9月下旬までに隔週毎に開催され、その後10月中旬以後に確認試験が行われる予定であります。本年7月1日締め切りの能力担保研修に関するアンケート結果によれば、1,350名超の方々が平成15年度の能力担保研修の受講を希望されています。この希望者数は、現在の日本弁理士会の研修所において計画している研修規模数を遙かに越えているために、皆様にご理解いただけたら何らかの選出ルールの構築が必要であると考えています。本番の受講生の募集は15年1月から3月となる予定であります。

2 基礎研修

平成15年度より開始される特定侵害訴訟代理権を得るための研修を受講する際に必要とされる民法および民事訴訟法に関する基礎知識の習得を目的とした基礎研修がスタートいたしました。全国の9大学（関東：青山学院大学、神奈川大学、慶應義塾大学、中央大学および日本大学、大阪：関西大学および立命館大学、名古屋：愛知大学および名城大学）において、受講生総数約720名の規模で、基礎研修が次々とスタートいたしました。各校の研修においては、出席率が98%以上であり、受講している弁理士の皆様は熱心に勉強されております。研修の主催者側の大学より、受講生の熱意と真剣な態度に大きな評価を受けております。研修所におきましては、日本大学の許可を得て、同学における講義をビデオに収録

し、希望される会員に有料頒布して、大学における基礎研修を受講不可能な方々にも、間接的な受講が可能とするように企画中であります。

3 倫理研修

新弁理士法においては、全会員は平成16年5月までに弁理士倫理研修を1回受講し、その後は5年毎に1回受講する義務があります。日本弁理士クラブの皆様も是非受講願います。

4 義務研修

新弁理士法においては、著作権法、不正競争防止法、仲裁代理、契約代理等にかかる義務研修を、全会員が平成15年1月5日までに受講する義務があります。本年11月末までに残り2回義務研修を行いますので、未受講者は必ず受講願います。また、既受講者におかれては、周囲に未受講者がいる場合には、受講をお勧め願います。

5 先端科学技術研修

本先端科学技術研修が本年4月より開始されました。本年の前期コースとして、慶應義塾大学においてIT技術、早稲田大学においてバイオ技術を、それぞれ全10回の講義として実施いたしました。前記コースについての本研修の受講生募集時には、募集後2日で先着50名の定員を越える希望者があるという盛況ぶりでありました。本年の後期コースは両大学の講義内容を入れ替えて現在実施中であります。講義内容は、日本弁理士会の研修所運営委員と大学の担当講師との綿密な事前打ち合わせによって弁理士に有意義な内容となるようにされております。本年後半には、更に他の大学において講義テーマを拡大する方向で鋭意企画中であります。

6 ITを駆使した研修の実施

研修のIT化を目指して、本会のホームページのトップページにインターネットを利用したIT研修の実行を目指した試行をアップロードしておりますので、ご覧いただきますとともにご意見をお寄せ願います。

終わりに

平成14年度も後半に入ります。更なるご支援ご鞭撻をお願い申し上げます。

日本弁理士会副会長として

日本弁理士会副会長 桑原史生



1. 主な担当分野

会長は「弁理士会を代表し、その会務を総理する。」(弁理士法第63条第2項、会則第61条第2項も同旨)が、さすがに会長もスーパーマンではないので、副会長とともに正副会長会を組織し(会則第69条第1項)、日本弁理士会として行うべき業務を各副会長が分担している。私の主な担当分野は次の4つである。

- (1) 弁理士法改正
- (2) 知的財産戦略対応
- (3) 司法制度改革対応
- (4) 例規関係

2. 弁理士法改正について

ご承知の通り、特許権等の特定侵害訴訟に関して一定条件の下に弁理士に侵害訴訟代理権を与えることを内容とする弁理士法二次改正案が今春の通常国会で可決成立した。我々弁理士が永年切望してきたものであり、その実現に向けてこれまで多大なご尽力をいただいた会員諸兄、とりわけ歴代の正副会長、弁理士法改正特別委員会委員ならびに弁理士政治連盟の幹部の方々には感謝とともに敬意を表したい。

弁理士法二次改正の実現に対しては我々今年度の役員はほとんど貢献していないが、その歴史的な場面に立ち合うことができたことは大きな喜びであった。ただ、4月1日(たまたま月曜日であったことも悲劇であった)に今年度が発足した直後に参衆両院の経済産業委員会および本院での審議日程が入り込んでしまったため、特許庁その他関係各所への挨拶回り等の例年の行事に加えて、やたらと忙しい立

ち上がりの一週間であった。4月5日(金)の夜、ようやく慌しかった一週を終えて役員室で缶ビールを飲みながら「あと360日だ!」とわめいたことを今でも鮮明に記憶している。

弁理士法二次改正の実現後は、来年度からの能力担保研修の実行に向けて着々と準備が進められている。詳細は研修担当の伊藤副会長からの報告を参照ください。なお、能力担保研修に関する政省令は来年1月1日施行予定であるが、その制定作業は11月にずれこむ見込みである。

3. 知的財産戦略対応について

我が国産業の国際競争力の強化および経済の活性化の観点から知的財産の重要性が高まってきている中、本年3月小泉総理の下に知的財産戦略会議が開催され、7月3日には「知的財産戦略大綱」が策定された。知的財産戦略会議には小池晃前会長がメンバーとして参加されており、4月から私も随行員として恐れ多くも新首相官邸で総理を初めとする閣僚のご尊顔を仰いでいる。「知的財産戦略大綱」では、具体的行動計画として、<知財の創造推進>、<知財の保護強化>および<知財の活用促進>とともに<知財関連人材の養成と国民意識の向上>が挙げられている。また、これらの施策を迅速且つ重点的に推進させるために「知的財産戦略本部」を設置するとともに「知的財産基本法」を制定すべきものとしており、年内の臨時国会での成案を目指して「知的財産基本法」の検討が進められている。

このような状況に接して、日本弁理士会は、知的財産の専門家集団であることの自覚と責任の下、こ

の9月に「知的財産制度改革推進本部」(議長は笹島会長)を設置して、知的財産戦略会議等における知的財産関連事項の検討の進捗に応じて必要な提言や要望を取り纏めることとした。日本弁護士連合会においても同様の趣旨から「知的財産政策推進本部」を発足させており、必要に応じて両者での合同会合の機会を持って、代理人として協調できる事項については協力ないし連携体制を取って行動することも視野に入れて検討する所存である。

また、<知的関連人材の養成と国民意識の向上>、とりわけ弁理士等の知財専門家の育成については日本弁理士会として責任を持って検討すべき事項であり、法科大学院構想の下で真の意味での知財専門家が育成されるとは考えにくい状況であるため、理工学部を設置可能な専門職大学院としての知財ロースクール構想や、日本弁理士会が主体的に設置運営す

る知財ビジネスアカデミー構想を含めて、知的財産戦略検討委員会を中心として具体的な検討を進めている。

4. 例規関係について

新弁理士法の制定に対応して弁理士会則の改正が行われ、共に平成14年4月1日から施行されているが、その際の作業量が膨大であったこともあって、新弁理士法の趣旨や精神に合致しない規定となっているところが散見されることも事実である。このような状態を放置しておくことは好ましくないので、今年度は例規改正特別委員会を中心として会則等の改正に積極的に取り組んでもらい、例規委員会でのチェックを経て、12月20日予定の臨時総会に諮りたいと考えている。

以上

監事会の会務執行の監査について



監事会監事長 稲木次之

この会報が発行されるのはいつになるか判りませんが、今は8月15日です。申すまでもなく終戦記念日であり、またその10日程前の8月6日には広島に、8月9日には長崎に新型爆弾が投下されました。日本の終戦の決定の大きな理由となったのがこれらの投下によるものと言われていますが、少なくとも終戦日の10日前には日本は勿論、米国も戦争が終わることは知っていた筈であります。にもかかわらず、広島にウランウム、長崎にプルトニウムという種類の異なる原子爆弾を投下したことは、それを実戦で用いてその効果を見たいという意思があったものと思われま

す。このような戦時の行為について、若し仮に国際法上監視する機関があったとしても、その時直ちに米国政府の責任を追及することは困難であり、また、すでに行われた事を元に戻すことはできず、そのような機関は無力なものであります。

話は急に小さくなりますが、我が日本弁理士会においては、数年前某会員に審査委員会で退会の決定がされ、通商産業大臣にその申請がされました。しかし、大臣がその申請を認める直前に某会員は自発的に退会を申請し、そのため大臣の許可申請は取下げられました。従って、某会員は再度弁理士会に登録申請を行うことに何の障害もないことになりました。

当時、監査機能を持っていた常議員会では少し問題になった様ですが、当時の会長の責任を追及することも、具体的に質問することはありませんでしたが、それも、結果が出てからそれを取り消すことはできないという理由からではないかと考えます。

(勿論、常議員の方々の当時の会長に対する温情もあったと思いますが)

監事会の外部監事である染野義信先生によれば「監査は過ちを将来も行わないようにすることで意義がある。」と述べられています。

原子爆弾投下については、それが犯罪であるとの明確な判断はされていませんが、当会の事件については、その後の弁理士法改正により、弁理士たる資格を有すれば登録しなければならない、という規定が改正され、弁理士法第19条には(登録の拒否)の規定が設けられ、登録審査会の議決に基づき「弁理士の信用を害するおそれがあるとき」は登録を拒否することができるようになりました。

これは、当時の常議員会での議論、およびそれに対する会員の意思が実を結んだ結果であります。

現状の監事会の会務執行の監査は、正副会長会の議事録を見て、担当副会長に質問し、回答を得るという無意味とも思えることを行っていますが、それは会務の執行が会員に対しても、また依頼者を含む一般社会においても適正に行われることを将来において保障するものであると考えることができます。

さらに加えれば、監事会で問題となった事項があれば、それを正副会長会が取り上げ、何らかの手段で会員に知らせれば、会員または会員の団体である各会派が意見を述べることができ、日本弁理士会、弁理士制度、延いては知的所有権制度の円滑な運用、発展ができると思います。

蛇足ですが、皆さん日弁又は各会派の活動に奮って参加して下さい。